

【被扶養者認定申請時の確認書類一覧表】

【全国労働金庫健康保険組合 業務部】 TEL 03(5217)3162

☆具体的には『扶養状況説明書』内の設問を回答することにより書類が確認できます。

次のような方は被扶養者と認められません。(例)

- ・実際に被保険者の収入によって、生計費の半分以上を維持されていない方
 - ・年間収入が130万円(60歳以上または障害年金の受給者等は180万円)以上見込まれる方 *給与のほか各種年金等も収入となります
 - ・被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方、別居の場合は被保険者からの送金(仕送り)以上の収入がある方
 - ・失業給付、傷病手当金、出産手当金、労災給付金を受給中で、その受給日額が3,612円(60歳以上等は5,000円)以上の場合
 - ・子の申請時、被保険者より配偶者の年間収入の方が多い場合〔配偶者も労金健保に加入の場合を除く〕
 - ・国内居住要件を満たさない方
- ※下記の書類以外にも状況によっては、追加書類の提出を求めることがあります。
 ※審査がありますので、関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

表中記号の見方 → 空欄:不要 ○:必要、該当の場合は必要 △:必要となるときがある -:想定していない

【被保険者からみた申請対象者の続柄等】												2016.10.1 書類取扱先 (参考)		
同居してなくてもよい人						同居が条件の人								
配偶者	子			兄弟姉妹・孫			実父母	祖父母	義父母	甥・姪				
	18歳未満の生徒・乳幼児	18歳以上の全日制の学生等	その他	18歳未満の生徒・乳幼児	18歳以上の全日制の学生等	その他				18歳未満の生徒・乳幼児	18歳以上の全日制の学生等	その他		
被保険者との続柄や同居を確認するもの		被保険者との続柄が確認できる書類(世帯全員の「住民票」(続柄の記載があるもの)または「戸籍抄本」等)										市区町村役所		
対象者の収入・就労状況、被保険者との生計維持関係	18歳以上の学生・生徒の方		「学生証」「生徒証」または「在学証明書」										大学・専門学校・予備校等	
	失業給付受給に関わること	1年以内に退職した方	①雇用保険に未加入であった方	雇用保険に未加入であることが確認できる書類(雇用保険未加入の記載がある「退職証明書」、退職時の「源泉徴収票」等)										前勤務先
			②失業給付の受給手続きを行わない方(辞退者)	「雇用保険資格喪失確認通知書」または「離職票1・2」										前勤務先
			③失業給付の受給手続きを行わない方(加入期間不足)	「雇用保険資格喪失確認通知書」または「離職票1・2」										前勤務先
			④失業給付の受給手続きを行う方	「離職票1・2」と「誓約書(失業給付)」										前勤務先
			⑤失業給付の受給手続中、受給中	「雇用保険受給資格者証(両面)」か「離職票1・2」と「誓約書(失業給付)」										前勤務先 ハローワーク
			⑥失業給付の受給期間延長手続中、延長期間中	「離職票1・2」か「雇用保険受給期間延長通知書」と「誓約書(失業給付)」										前勤務先 ハローワーク
			⑦失業給付の受給終了	支給終了の印字がある「雇用保険受給資格者証(両面)」										ハローワーク
	退職後1年以上の方	※認定申請時に上記④か⑥か⑦に該当する場合は、同様の確認書類が必要です。										前勤務先 ハローワーク		
	パート・アルバイトなどの収入がある方		今後の年間収入が確認(推測)できる書類(直近3カ月分の「給与明細書」、「雇用契約書」、前年と同様時は「源泉徴収票」等)										勤務先	
各種年金(企業年金、個人年金を含む)を受給の方	現在、受給中の方	年金額が確認できる書類(直近の「年金振込通知書」、「年金改定(裁定)通知書」等)										日本年金機構、各企業年金、生保他		
	申請中、これから受給の方	年金見込額が確認できる書類(「年金見込額照会回答票」等)										日本年金機構、各企業年金、生保他		
健康保険の傷病手当金、出産手当金、労災保険の給付金を受給の方(収入限度内日額のとき)		手当金や給付金の受給日額が確認できる書類(「支給決定通知書」、「振込通知書」等)										前健保組合等、労働基準監督署		
自営/個人事業を廃業した方		個人事業の「廃業届出書」等その事実が確認できる書類										税務署に提出した控え		
自営/個人事業収入のある方(家計補助的な収入の程度の場合に限ります)		直近の「確定申告書(控)」及び「収支内訳書」										税務署に提出した控え		
被保険者と別居(住居と家計が非同一)の方		生計維持の継続性と送金(仕送り)額が確認できる書類(直近6カ月分の「振込記録」、「現金書留送金(控)」等)										金融機関(通帳)郵便局等		

その他	被保険者と姓が異なる方、子・配偶者以外で別居の方		被保険者との続柄が確認できる書類(申請者世帯全員の「住民票」(続柄の記載があるもの)または「戸籍抄本」等)										市区町村役所
	離婚等に伴い、被扶養者を配偶者側から変更する場合		国民健康保険に加入している場合を除き、配偶者の健康保険等からの削除日が確認できる書類(「健康保険資格削除証明書」または「資格喪失証明書」等)										前健保組合等
	配偶者より年間収入が増加することが見込まれたことにより、被扶養者を配偶者側から変更する場合		配偶者の今後の年間収入が確認(推測)できる書類(直近3カ月分の「給与明細書」と「賞与額明細書」、「辞令」等)及び国民健康保険に加入している場合を除き、配偶者の健康保険の削除日が確認できる書類(「健康保険資格喪失(削除)証明書」等)										勤務先 前健保組合等
	他の健保組合等の任意継続被保険者であった場合		健康保険の資格喪失日が確認できる書類(「任意継続被保険者資格喪失通知書」「資格喪失証明書」等)										前健保組合等
	公務員等の退職で「離職票1・2」等の発行がない場合		退職日(失業給付相当の退職手当の有無)が確認できる書類(「辞令」「失業給付相当の退職手当を受ける場合は、その日数と金額がわかる書類」等)										前勤務先
	特別養護老人ホーム等施設に入所している場合		被保険者が、入所費用等を継続的に負担していることが確認できる書類(「被保険者が入所者の保護者である旨の書類」または「被保険者宛の費用負担額領収書」等)										入所施設 市区町村役所等